

近世鹿苑寺における信仰と美術

— 諸資料の精査と遠忌記録についての考察を中心に —

吉 田 卓 爾

要 旨

京都の北山にある鹿苑寺は、開基足利義満、勧請開山夢窓疎石とする禪の名刹である。しかし、鹿苑寺に現存する頂相・墨蹟を初めとした什物の伝来や性格には不明な点が多い。近年、禪文化との関わりが指摘される奇想なる美術への関心が高まる一方で、禅宗寺院における信仰の姿に目が向けられる機会は少なく、とりわけ、近世鹿苑寺における信仰と美術作品との関係について取り上げた研究は皆無に等しい。本稿では、第一に諸資料を精査し、鹿苑寺に現存する什物の伝来過程や使用方法についての情報を広く収集する。第二に、第一の成果に基づき、特に遠忌記録における什物の使用例に着目し、本山相国寺の状況とも比較しながら、諸々の什物が備える機能や役割について考察する。以上の成果を踏まえて、最後に近世鹿苑寺における信仰の在り方と変遷についてまとめることとする。

キーワード：鹿苑寺、相国寺、禅宗美術、鳳林承章、隔裏記

一、はじめに

京都の北山にある鹿苑寺は、開基足利義満、勧請開山夢窓疎石とする禪の名刹である。しかし、鹿苑寺に現存する頂相・墨蹟を初めとした什物の伝来や性格には不明な点が多い。近年、禪文化との関わりが指摘される奇想なる美術への関心が高まる一方で、禅宗寺院における信仰の姿に目が向けられる機会は少なく、とりわけ、近世鹿苑寺における信仰と美術作品・什物との関係について取り上げた研究は皆無に等しい。

本稿では、第一に諸資料を精査し、鹿苑寺に現存する美術作品・什物の伝来過程や使用方法についての情報を広く収集する。第二に、第一の成果に基づき、特に遠忌記録における美術作品・什物の使用例に着目し、本山相国寺の状況とも比較しながら、諸々の美術作品・什物

が備える機能や役割について考察する。以上の成果を踏まえて、最後に近世鹿苑寺における信仰の在り方と変遷についてまとめることとする。

なお、本稿は鹿苑寺嘱託研究員として実施した調査・研究成果の一部である。

本文中の年号の表記に関しては、元号と西暦との併記を基本とするが、第三章のみは本稿末に添付の「表」中に挙げる事項に限り本文中の西暦を省略する。既出の年号については、西暦の併記を省略する。なお絵画・彫刻等の作品名については「 \langle 」を使用し、史料名については「 \langle 」を使用する。

二、鹿苑寺伝来品に関する諸資料の精査と伝来品の検討

(一) 鹿苑寺の主要な建築物

鹿苑寺に伝来する什物の使用目的や使用方法について考察するためには、使用環境の問題を整理する必要がある。本節では後の考察の前提として、近世の鹿苑寺境内における建築物の状況について簡潔に触れておく。

本稿が問題とする江戸時代の鹿苑寺境内の状況については、正保二年(一六四五)、幕府の要請に応じて作成された「北山鹿苑寺境内之図」(図1)と、寛政三年(一七九一)、やはり幕府の命を発端とする「北山鹿苑寺絵図」(図2)の二本が根本資料となる。

「北山鹿苑寺境内之図」は建築物を立面図で描いているため規模や

間取りを正確に確認することはできないが、諸堂宇の大凡の配置を知ることができる。金閣と石不動(不動堂)はほぼ現在の位置に描かれている。方丈及び庫裏と目される建築物も現在とはほぼ同位置に描かれている。しかし、現在、方丈の北に位置する大書院や小書院については存在の有無を判断し兼ねる。

他方、「北山鹿苑寺絵図」は建築物を平面図として描いており、大まかな間取りが確認できる。土蔵や庫裏等、日常の空間に関しては、寛政期と現在とで数多くの相違点が見出されるが、金閣、不動堂、夕佳亭、方丈(客殿)、大書院(書院)の配置や規模には殆ど変化がない。

現在の方丈及び大書院の状況は、いつまで遡り得るのであるのか。この点に関して、平成十七年より十九年にかけて実施された方丈修復事業の一環として、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所によって実施された発掘調査の報告¹⁾では、近世中興後の第四世文雅慶彦によって延宝六年(一六七八)に再建された方丈の規模や間取りは、天保期の大修理を経ているものの、基本的に現在まで継承されているとされる。

一方で、近世中興第一世西笑承兌によって建立された慶長期の方丈については、延宝期の方丈へと規格が継承されている可能性があるとしながら、規模や間取りの異同については含みを持たせている。当然、併設される書院や庫裏に関しては、発掘調査が実施されていないため、積極的な言及はない。

つまり、主要堂宇の金閣(図3・4)、方丈(図5)、大書院(図6)の状況は、文雅慶彦期以降、近代の焼失や改築に至るまで、本稿

(3)

の分析を左右するほどの大きな増改築はなかったと考えてよい。これは後に挙げる元禄十六年(一七〇三)の「鹿苑寺由緒書」や「鹿苑寺訳書」、更には「延宝六年十一月吉祥日」と入る方丈棟札の内容によっても裏付けられる。

一方、延宝六年以前と以降とでは、方丈の規模や間取りが相違する可能性がある。また大書院については、存在の有無さえ明瞭でない。しかしながら、第二世鳳林承章の日記「隔莫記」、寛永十三年(一六三六)四月廿八日の条には「午時於北山、招仁英・興宗・貞首座・需首座・寅藏主・藤侍者・壽恩、點茶、爲見書院新築也。」とあり、鹿苑寺の書院が新築されたと記されている。これ以降、『隔莫記』には書院に関する記述が度々見られる。その規模は不明ながら、延宝六年以前、第二世鳳林承章の時代に、床を有する書院が鹿苑寺境内に存在していた。

吉田 卓爾

(二) 鹿苑寺伝来品に関する諸資料の精査

a)、(元禄拾六年差出 鹿苑寺訳書)(写し)(鹿苑寺文書³) (図7・8、参考資料a)

京都市歴史資料館の写真版として公開されている「鹿苑寺文書³」の前半部分にあたる。本資料は、前半が元禄期の鹿苑寺境内の様子を記したもので、後半が宝永期の鹿苑寺境内について記したものになる。

鹿苑寺には「鹿苑寺由緒書」の外題及び「元禄十六年」の奥書を有する資料が伝わり、本資料の前半部分と同一内容であることから、本資料の前半部分(元禄拾六年差出 鹿苑寺訳書)は鹿苑寺に伝わる「鹿

苑寺由緒書」の写しと判断される。また、本資料後半の冒頭(第九紙)には第一紙とは別の表紙が附されており、第一紙の外題と第九紙の外題とが筆跡を異にすることから、第一紙は宝永八年(一七一)以降に作成されたものと判断される。後半部分については本稿との関連が稀薄ため、別の機会に取り上げる。

本資料第六紙から第七紙にかけて什物に関する記述が見られる。詳細は本稿末に附する参考資料aを参照されたいが、要点のみ取り上げると、ここでは「霊像什物」の項目が設けられ、具体的な名称として〈夢窓國師 自讚之像〉、〈後水尾院宸翰衣笠山之御製〉の二点が挙げられている。また〈金欄法衣〉、〈硯一枚〉が先の〈後水尾院宸翰衣笠山之御製〉と共に後水尾院より賜った品とされる。更に「此他有佛祖像 祖師真蹟并宸翰墨蹟唐繪器物等多数」とあり、具体的な作品を特定する情報にはならないまでも、元禄の段階で禅僧の墨蹟や天皇の宸翰が多数伝来していることが確認できる。「唐繪」の語も近世初期の鹿苑寺に伝来した絵画の性格について考える上で興味深い。

b)、(相国寺訳書)(鹿苑寺文書¹⁹) (図9・10、参考資料b)

京都市歴史資料館の写真版(鹿苑寺文書¹⁹)にあたる。表紙には「相国寺訳書」の外題があり、左下に「相国寺」と墨書きされる一方、右下には朱文方印と目される「鹿苑寺」の印章が押される。いかなる時期に、いかなる理由で相国寺の縁起が鹿苑寺にもたらされたかについては明らかにし得ないが、第六紙末尾には「元禄十六年癸未五月廿九日」の日付が入れられ、先の「鹿苑寺由緒書」と全体の構成が共通していることから、同時期に同様の目的によって作成されたものと知れ

る。第五紙には「霊像什物」の項を設け、具体的に(文殊畫像雪礪筆南堂賛)、(後小松院宸翰記録 禪林僧官之記)、(鶴繪二幅對 廉士廉筆)、(唐鉞二双 号松風)、の四点を挙げる。また「此外有仏祖像仏光佛國夢窓真蹟并宸翰墨蹟唐繪等數軸」と記し、仏光國師(無学祖元)、佛國國師(高峰顯日)、夢窓礎石の名を強調している点は、先の(元禄拾六年差出 鹿苑寺訳書)とは対照的であり、相国寺と鹿苑寺の信仰の相違を垣間見せている。

附言しておく、両資料共に「霊像什物」に続けて「年中法會」の項目が設けられ、(元禄拾六年差出 鹿苑寺訳書)には「鹿苑天皇御忌 例年請相国寺一山清衆設齋會」とあり、開基である足利義満の年忌を執り行う特権が鹿苑寺に認められていた様子が看取される。これは、近世鹿苑寺の性格を明示する記述として注目される。

c)、(石不動開帳附御奉行所江願書)³⁷⁾ (鹿苑寺文書37) (図11、参考資料c)

現在の鹿苑寺境内の北東にある不動堂は、近年の調査により、本尊の石不動及び石不動を安置する石室の造営に関して新たな成果が報告されている⁶⁾。即ち、石室の壁面から南北朝時代の元号を有する書き付けが発見され、本尊石不動尊及び石室に関して、北山一帯を西園寺家が支配していた時期の遺構である可能性を検討する段階に入っている。

この現在の不動堂は、江戸時代には「石不動」の名で親しまれ、広く信仰を集めていた。江戸時代に制作された名所絵図や洛中洛外図には「金閣」と共に「石不動」が度々見出される。

本資料は享保十七年(一七三二)に実施された石不動の開帳に際して、幕府及び本山相国寺との調整に要した一連の資料である。注目されるのは、本資料の末尾に「覚」として、開帳の際に展観に供された什物を記録している点である。「不動堂」、「方丈」、「中方丈」という項目を設け、建物毎に什物の名称を具体的に記している。当該箇所の内容については参考資料cを参照されたい。

d)、(諸巡見記)(鹿苑寺文書48⁷⁾ (参考資料d)

外題に「諸巡見記」とあり、一頁目の目次にあたる部分には、一行目に「御所司代久世出雲守様御巡見之事」とある。幕府関係者による諸々の巡見に際しての準備の経過を記すもので、記録は断片的ながら安永元年(一七七二)より文化三年(一八〇六)に至る。

注目されるのは、記録の所々に巡見に際しての室札が記され、床に用いた掛け軸の名称が見出されることである。当該時期の鹿苑寺に伝来した軸物を知り得る数少ない資料として甚だ貴重である。記録より、年月、作品名、使用場所のみを抜き出し、参考資料dとして末尾に附する。

e)、(鹿苑寺開帳願件々)(相国寺史料より)⁸⁾ (参考資料e)

天明二年(一七八二)に実施された鹿苑寺の石不動開帳に関わる資料である。前出の(石不動開帳附御奉行所江願書)とは反対に、本山である相国寺の側に残されたものである。原本にあたることは叶わず、二次資料での判断となるが、本資料においても(石不動開帳附御奉行所江願書)の場合と同様に、「覚」として、石不動開帳時の諸堂宇に飾られた什物の状況が記されている。

本資料では建物の割り振りが「不動堂」、「方丈」、「小方丈」、「金閣下重」、「同中重」となり、什物の内容は本資料と〔石不動開帳附御奉行所江願書〕とで異同が見られる。

本資料を取り上げた近年の研究としては藤田和敏氏の研究⁹⁾があるが、筆者とは見解の異なる部分が多く見出される。この点については別稿にて触れるが、第三章第二節において最低限の内容を記述する。当該箇所の内容については参考資料eを参照されたい。

f)、〔巡覧記〕(〔鹿苑寺文書59¹⁰⁾)(図12、参考資料f)

四つ目綴りで製本され、外題には「巡覧記」とある。内題はなく、前出の〔諸巡見記〕と同様に、冒頭の三頁に亘り目録の如く項目を列記し、その後、諸々の内容を記す。

記録は文政六年(一六二三)より弘化四年(一八四七)に及び、筆者が瞥見した限りでは巡覧の室礼が記されるのは弘化四年の記録のみである。しかしながら、掛け軸以外の什物に関しても詳細な記述が見られ、巡覧の室礼を考察する上で参考になる点が多い。

g)、〔鹿苑寺蔵中諸軸物牒〕(〔鹿苑寺文書1915¹¹⁾)(図13・14、参

考資料1)

表紙の中央に「鹿苑寺蔵中諸軸物牒」と表題があり、改行して下方に「宝蔵分二冊之内」と記される。「二冊」という記述に反し、同形式の軸物帳は現状では一冊しか存在しない。

内容は終始、作品の名称、簡潔な情報、員数が一行乃至二行に収まる形で列記されるのみである。蔵に収められた軸物百四十四件を、仏画、頂相、古筆、墨跡といった、ある程度の分類ごとに記録した単純

明快な目録と言えよう。

年月日の記載が無いため、年代を特定し得ないが、中程に「六十五六百七三口之軸物元慶雲院什品預(三)付去乙丑秋取調之上版本」とある。本資料は先の通り軸物百四十四件を記載するが、名称の右肩に番号が振られており、最後の軸には「百四十七番」が降られる。実際には三件の齟齬があり、中程の記述は、この点に関する説明と看做される。

即ち、三口の軸物は元慶雲院の什品を預かっていたもので、乙丑秋に取り調べを行った上で元の場所に返した、ということが読み取れる。乙丑は慶応元年(一八六五)を指すものと判断される。理由は、列記される軸物の中に鹿苑寺十世の北澗承学の頂相が含まれることである。北澗承学は天保三年(一八三三)より鹿苑寺の住持となり、嘉永二年(一八四九)に示寂した。一方で乙丑を大正十四年(一九二五)とすると、十一世憲道周顕、十二世貫宗承一、十三世寛道宗徳の頂相が含まれないことになり、料紙や装丁の状況からも大正期のものとは隔たりがある。

更に「版本」の先を慶雲院とするか、本山相国寺とするかは慎重に判断すべきであるが、素直に慶雲院と解するならば、慶雲院は明治五年(一八七二)に廃絶したため、本資料の年代は更に狭まり、慶応元年より明治五年の間になる。これは、頂相に含まれてない十一世憲道周顕及び十二世貫宗承一の示寂の時期を顧慮しても、矛盾しない年代である。

以上のように、本資料は、表題に対象とする軸物の所在を「中蔵」

と明記すること、年代をある程度限定できること、必要最低限の情報をもって簡潔に作品名を列記することから、幕末より維新にかけて鹿苑寺に伝来した軸物の状況を知り得る資料として貴重である。

何より、管理番号の振り方や注記の内容から、本資料が外部への提出ではなく、山内での軸物の管理を主目的に作成された様子が窺える。このような本資料の性質は、後に挙げる明治期の諸資料とは決定的に異なる部分である。

h)、〔博覽會差出品目奉伺口上書〕及び〔博覽會差出候品目〕(〔鹿苑寺文書938⁽¹²⁾〕)(図15、参考資料h)

〔博覽會差出品目奉伺口上書〕には日付「壬申三月四日」と受取人「京都府御廳」が記され、表題と日付、内容から、明治五年に開催された第一回京都博覽會への出品要請に対する口上書、〔博覽會差出候品目〕はこの口上書と併せて作成された出品目録と見做される。什物六点の具体名が記され、維新直後、明治初期の什物の状況が垣間見られる。

i)、〔什品目録〕(〔鹿苑寺文書1919⁽¹³⁾〕)(図16、参考資料i)

僅か三紙から成り、上下幅の中間付近一カ所をこよりで綴じるのみである。第一紙冒頭に「什品目録」とあり、第三紙前半の一行目までに計三十一品の什物名を列記する。その後、第三紙前半の末に「壬申九月」の年月、鹿苑寺十二世「貫宗」の名及び印章が入れられる。また第三紙後半、背表紙にあたる位置には「京都府御廳」とある。前出の〔博覽會差出品目奉伺口上書〕及び〔博覽會差出候品目〕の場合とは異なり、口上書の部分が存在せず、京都博覽會との関連を明示する内容は見出されないが、第三紙後半に「京都府御廳」と記されること

から、鹿苑寺が所有する什物に関する情報を京都府庁へ提供する目的で作成された資料であることは明確である。

j)、〔鹿苑寺明細帳(仮) (明治二十八年(一八九五)提出)〕(〔鹿苑寺文書743⁽¹⁴⁾〕)(図17、参考資料j)

最終頁に「明治廿八年八月」とあることから、本資料の作成時期が判明する。最終頁には年月の他、鹿苑寺十二世「伊藤貫宗」の名及び印章、更には「右寺檀(越) 総代」として、「士族 古谷和之」、「平民 蓮井一郎」、「士族 河寫菊之助」、三氏の名と印章が入れられている。

表紙部分に表題はなく、一頁冒頭に「鹿苑寺」と記し、以降は項目毎に由緒や明細を記述する。即ち「第壹所在地名」、「第貳名称」、「第参寺格」、「第四宗旨」、「第五本尊及脇士」、「第六創立由緒及沿革要領」、「第七建物」、「第八永続基本財産」、「第九境内」、「第拾宝物古文書」、「第拾壹繪図」の計十一の項目が設けられ詳細が記される。

「第拾壹繪図」については「別紙ニ添付ス」とある通り、建物毎に二方向からの精密な立面図を作成し、本資料の袋綴の部分に続けて綴じ込んでいる。具体的には、総門、鐘楼、折玄関、庫裏、客殿、大書院、小書院、金閣、鎮守堂、拝殿、夕佳亭、拱北樓、不動堂の図面があり、建物の規模により例外はあるものの、大抵は一つの建物に一紙分が割かれている。

本資料には宛名や受取人に相当する書き入れがないものの、鹿苑寺十二世伊藤貫宗及び総代三名の名と印章が入ることから、府庁への提出等を目的として公式に作成された文書の控えの類と見做される。

本資料作成の経緯については今後の課題としたいが、明治廿八年前

(7)

後に全国の各府県が古社寺調査事業に関する訓令を発したことを示す資料が散見される。¹⁵⁾これらの資料は本資料と同形式である。また、古社寺保存法の制定される明治三十年までの古社寺調査は、明治二十一年九月より宮内省内に設置されていた臨時全国宝物取調局が主導する事業とも密接に関わっていると考えられる。¹⁶⁾

本稿に関わる点としては、「第拾宝物古文書」の項に絵画、古筆、古文書と目される名称が九十四件、香炉、花生、茶碗等の器物の名称が二十四件、禅宗関連の書籍が三十六件、計百五十四件が記される。

ただし、本項目では最初に宸翰を列記しており、宝物列記の順序に明治期特有の思想が反映されている可能性が高い。また、禅僧の墨蹟が多数含まれる一方で、開山や歴住の頂相は除外されており、古文書に関しても黒印状、朱印状は含まれていない。鹿苑寺の信仰や歴史に関わる最も重要なものが抜け落ちているのである。

即ち、恣意的に宝物が取捨選択されており、近世における伝来状況との関連は希薄と判断される。「第拾宝物古文書」の項に挙げられる古筆及び絵画については末尾に附する参考資料Jを、本資料の全容については京都市歴史資料館の写真版〔鹿苑寺文書743〕を参照されたい。

(三) 鹿苑寺伝来品の検討―『隔窆記』に記述される作例との同定を中心にして―

a)、〈金欄九条法衣(後水尾帝所賜鳳林和尚)〉、〈後水尾院衣笠宸翰〉、〈硯(漢武帝築作栢梁臺之古尾)〉

〈金欄九条法衣〉及び〈後水尾院衣笠宸翰〉については、諸先学¹⁷⁾において度々触れられているので、ここでは取り上げない。

前節で紹介した「元禄拾六年差出 鹿苑寺訳書」の「霊像什物」の項には、いま挙げた二作品に〈硯(漢武帝築作栢梁臺之古尾)〉を併せて、「右三品鳳林和尚住持之時自/後水尾院賜々」と記されている。〈硯(漢武帝築作栢梁臺之古尾)〉に関しては、これまでその存在が未確認であったが、今回の調査により、現在も鹿苑寺において保存・管理されていることが明らかとなった。

b)、〈金森宗和書状〉、〈花筒(金森宗和作)〉、〈高麗茶碗(雨龍)〉、〈重切筒花生(片桐石見守作)〉

〈金森宗和書状〉、〈花筒(金森宗和作)〉、〈高麗茶碗(雨龍)〉の三作品については、展覧会図録等¹⁸⁾において度々紹介されてきた通り、『隔窆記』に関連する記述が見られる。また、〈重切筒花生(片桐石見守作)〉については、近代に入り、その伝来がやや曖昧な時期があったようであるが、前節で挙げた明治五年の「博覽會差候品目」には〈高麗茶碗(雨龍)〉の次に記載されている。

『隔窆記』寛文六年(一六六六)七月五日の条に「自片桐石見守殿、飛脚来、書状給、先日令約束、花入筒被切、両筒爲持、被越、給也。壹ツ者如常、壹ツ者尺八切也。彦西堂・吉権右衛門江亦花筒切被惠

也。竹者先日於当山、而被見分、切抜被申、竹也。」とあり、ここに記される花入二つの内のどちらかが〈巻重切筒花生(片桐石見守作)〉と一致するものであろう。さらに、遡る六月廿日の条には、片桐石見守が承章の元を訪れ、饗応し、山上で竹を切り抜いたことも記されている。

c)、〈正親町天皇宸翰〉(図21)

前節で取り上げた明治二十八年提出と目される(鹿苑寺明細帳(仮))の「第拾宝物古文書」の項には、後水尾天皇を除くと、後深草天皇、龜山天皇、後小松天皇、正親町天皇の宸翰が記されている。(後小松天皇宸翰)は金閣に掲げられた「究竟頂」の勅額、あるいはこの勅額から起こした写しを指すと思われる。後深草天皇と龜山天皇、の宸翰については次に取り上げる。

〈正親町天皇宸翰〉に関して注目されることは、『隔莫記』に記述が見出されることである。『隔莫記』寛文元年(一六六一)十月十八日の条には「題者菊粧如錦也。御製之歌者、さく菊の花のひかりにをく露の、夜々の錦の色を見すらむ、此、御歌也。」とあり、伝来品の内容と完全に一致する。

ただし、注意されることは、先の『隔莫記』の記述には前後の文脈があり、この宸翰は、鳳林承章を継いで鹿苑寺四世となる文雅慶彦に對して、船越外記という人物から為された表具の依頼に関する記述の中で登場するのである。即ち、この時点では、「菊粧如錦」と題される宸翰の持ち主は船越外記なる人物ということになる。本品が如何なる経緯で鹿苑寺所有となったかについては、伝来時期の問題を主とし

て、また伝来品が写しである可能性も含めて、今後の検討を要する。

e)、〈足利義満像(伝飛鳥井雅親賛)〉(図22)

『隔莫記』万治四年(一六五八)三月十五日の条に「愚溪厚西堂被来、(中略)與鹿苑院太上天皇之遺像一幅小師之持參也。御影者古繪也。影之上三首和歌書付、而有之也。了佐札者飛鳥井榮雅之筆云、所見非榮雅也。御影者御面鉢無疑、義満公之御面鉢也。」とある。また、寛文元年八月五日の条に「呼表具師六左衛門、而表具詆也。鹿苑院太上天皇之御影也。自厚西堂、被惠之御影也。」とある。

この記録中に見られる義満の肖像画は内容から判断して、紛れもなく足利義満の肖像画として最も有名な鹿苑寺本の〈足利義満像(伝飛鳥井雅親賛)〉と目される。諸先学において、『隔莫記』の本記述に関する指摘が見出されないことの背後に何らかの配慮があったのか否かは知る由も無いが、本作品の伝来については、『隔莫記』中の記述が現在知り得る最も古い記録となる。一山一寧の法脈を継ぐ玉龍庵八世の愚溪等厚より恵まれたという記述から、少なくとも、この時点までは、鹿苑寺には伝来していなかったものであり、また、玉龍庵に貸していた訳でも、預けていた訳でもない。これ以前の伝来に関しては今後の課題ながら、玉龍庵の伝来品であるか、愚溪等厚が外部から入手したものであるかは判然とせず、当然、制作当初は鹿苑寺周辺に伝えられていた可能性もある。

f)、〈足利直義軍勢催促状〉(図23)、〈足利義満御内書〉(図24)

『隔莫記』正保四年十二月十七日の条に「自彦藏主、尊氏公自筆之文来也。令買却焉也。」とあり、続く慶安元年(一六四八)二月晦日

の条には「尊氏將軍自筆自判之狀之表具亦出来也。」とある。堀本一繁氏は展覧会図録⁽²⁵⁾の解説において、旧箱蓋上書に「仁山相公墨跡 一軸 鹿苑寺」とあること、「仁山」が尊氏の法名を指し、鹿苑寺において尊氏の発給文書として伝来してきたこと、実際には花押から直義のものであること、を指摘されている。堀本氏の指摘する通り、本作品は過去の展覧会図録⁽²⁶⁾においても〈足利尊氏書状〉として紹介されていることがある。

表1の通り、江戸時代を通して、鹿苑寺の諸々の資料には「尊氏筆」とされる掛け軸の存在が連続と記録されており、前節で取り上げた諸資料の状況や現在の伝来品の状況から、尊氏自筆の書状が複数伝えられてきたとは考え難い。即ち、『隔蓑記』に記される鳳林承章が購入した〈足利尊氏書状〉が、本作品〈足利直義軍勢催促状〉にあたる可能性がある。

詳細については別稿で触れるが、尊氏自筆の軸が過去に鹿苑寺で行われた義満の遠忌に用いられていることも見逃せない。即ち、諸資料の記述からは、開基に関わる重要な宝物として、大切に管理されていた様子が見て取れる。

加えて重要な事は、正保、慶安という時期に鳳林承章が本書状を購入し、表具を誂えていることである。恐らく鳳林承章は、単に茶掛けにする目的や、個人的な趣味のために尊氏自筆の書状を購入したのではあるまい。

このことは、同時期の〈足利義満御内書〉に関する記述から窺える。『隔蓑記』寛永二十一年(一六四四)九月二十五日の条に「於晴雲軒、

而表具誂也。鹿苑院殿義満大樹之御自筆之御文也。」、寛永二十一年十月十六日の条に「天山御自筆之御文之表具、出来也。」とある。「御自筆之御文」とあることから本作品が和歌や消息ではなく、公の内容を有する文書であると判断される。また断言は出来ないまでも、先の場合と同様に、諸資料の状況や現在の伝来品の状況から、同様の文書が複数伝えられていたとも考え難い。以上のことを踏まえれば、『隔蓑記』に記される「天山御自筆之御文」が鹿苑寺に伝来する〈足利義満御内書〉にあたる可能性が高い。承章の生家が勧修寺家であり、〈足利義満御内書〉が勧修寺経豊宛であることも注目される。

義満自筆の文書について、『隔蓑記』明暦三年(一六五七)四月十一日の条には足利義満の二百五十年忌の宿忌が鹿苑寺の金閣において執り行われた様子が記録され、「方丈三幅壹對探幽法眼筆之観音、両脇鶴之繪也。於西之間、而鹿苑院之御自筆掛在之也。」とある。続く同十二日の条にも同遠忌の様子と併せて方丈の飾付の様子が記され、「於方丈、(中略)於西間、而鹿苑院御自筆掛之也。」とある。

現存する〈足利義満御内書〉と一致するか否かはあくとしても、『隔蓑記』全体を通して義満自筆の御文に関する記述は先に挙げるのみであり、寛永二十一年九月から十月にかけて表具を誂えた「天山御自筆之御文」と義満二百五十年忌に用いられている「鹿苑院之御自筆」とは一致する可能性が甚だ高い。即ち、鳳林承章は二百五十年忌に用いることを念頭に置いて「天山御自筆之御文」の表具を誂えておいたのかも知れない。

h)、〈亀山天皇宸翰〉(図25)

『隔窠記』寛永十九年(一六四二)三月廿六日の条に「呼表具師之久左衛門、詔表具也。夢窓國師大文字掛物・亀山院(宸)翰之小色(紙)、其外自闇公、相頼之掛物等之(表具)也。」、寛永二十年(一六四三)三月廿六日の条に「於仙洞之御茶屋、上御膳也。御茶屋之床之内掛物者、予所持之亀山院之宸翰」、寛文五年(一六六五)十一月廿二日の条に「掛物者亀山院震翰之小色紙也。南禪之諸老故、亀山法皇之震翰掛之也。方丈北之間、相阿彌山水天隱贊之軸掛之也。」とある。

寛永十九年の記録は、承章が所持する、あるいは鹿苑寺か晴雲軒の什物である夢窓國師の墨跡及び亀山天皇の宸翰の表具を詔えた際の記録と目される。

続く寛永二十年の記録では、後水尾天皇の仙洞御所にある茶室の床の茶掛けに承章が所持する亀山天皇の宸翰を用いたことが記される。承章は自らが所持する軸や鹿苑寺・晴雲軒にある軸の中から、仙洞御所の茶室での献茶に最も相応しいものを選択したのであろう。禅僧の墨跡でも山水や花鳥の絵でもなく、亀山天皇宸翰の和歌が書き付けられた小色紙ならば、天皇家とも禅文化とも関わりがあり、歴史的価値と美的価値とを備え、主題的にも合致する最善の茶掛であったに相違あるまい。

また、寛文五年十一月廿二日の記録は、前日十一月廿一日から後水尾天皇の第十一皇子である八条宮穩仁親王の盡七日忌が相国寺内で行われ、翌廿二日に、この盡七日忌に関連してか南禅寺天授庵の諸老が

承章の元を訪問した際のものである。承章は自ら接客のために軸を準備している。この記述では、先の仙洞御所での献茶の場合とは対照的に、亀山天皇の天皇としての側面や能書としての側面ではなく、南禅寺の開基としての側面が強く意識されているようである。亀山天皇の宸翰は多方面において重要な意味を持っていたのである。

以上三つの記録は、承章の支配が及ぶ範囲にある亀山天皇の宸翰を指しており、寛永十九年と寛文五年の記録とは「小色紙」という点でも一致している。また、「鹿苑寺明細帳(仮)」及び「鹿苑寺藏中諸軸物牒」には、それぞれ「亀山帝宸翰」、「亀山院和哥宸翰」と記され、現在の鹿苑寺にも和歌を小色紙に書き付けた亀山天皇の宸翰が一軸だけ伝来する。即ち、『隔窠記』の三つの記録が同一のものを指し、現存する鹿苑寺本の〈亀山天皇宸翰〉と一致する可能性が高い。

i)、夢窓墨蹟(図26～29)

既に展覧会や出版物において紹介されているように、鹿苑寺には開山夢窓國師の墨蹟が四件伝来している。第一は〈応無所住〉と〈而生其心〉との双幅、第二は〈迷生寂乱〉、第三は〈無常迅速生死事大〉、第四は進道偈とされるものである。「鹿苑寺藏中諸軸物牒」には夢窓國師による三件の墨蹟が記され、書込みの内容と員数から一件は双幅の〈応無所住〉・〈而生其心〉を指すと目されるが、残りの二件が現存する三件のうちのいずれに相当するかは不明である。

『隔窠記』慶安四年(一六五一)十二月廿二日の条には「於方丈、夢窓國師之墨蹟二幅壹對於相国寺、而可買却之談合故、掛在焉、而各見之也。絲屋十右衛門所持之墨蹟也。應無所住而生其心、此字也。木

納叟卜有之也。」とあり、現在、相国寺に伝来する夢窓国師の墨蹟に合致する。

一方、鹿苑寺に伝来する四件の墨蹟に関しては、明確な関連を示す記録は見出されない。しかしながら、中興期の鹿苑寺において開山夢窓国師の墨蹟が如何に受容されていたかについて確認することは無駄ではあるまい。僅かながら、『隔莫記』の記録を拾ってみたい。

先の亀山天皇宸翰の所で取り上げた記録、『隔莫記』寛永十九年三月廿六日の条に「呼表具師之久左衛門、詵表具也。夢窓国師大文字掛物・亀山院(宸)翰之小色(紙)、其外自間公、相頼之掛物等之(表具)也。」とあり、「夢窓国師大文字掛物」は承章の所持品であるか、あるいは晴雲軒か鹿苑寺の什物であると見做される。即ち、承章の指揮が及ぶ範囲に夢窓国師の墨蹟が存在していたことを確認できる。

『隔莫記』寛文元年九月廿九日の条には後水尾天皇が鹿苑寺に御幸された様子が記されている。途中、「於御室、御幸」とあるが、「還幸之御跡」とあり、その後、「於書院、夢窓筆之掛物前、(後略)」とある。さらに、「入風呂」のあと、夢窓忌の宿忌のため「及暮、而赴相国寺也。」とある。記録の前後関係から、「於書院、夢窓筆之掛物前、(後略)」という記述の「書院」は鹿苑寺の書院を指すと目され、この鹿苑寺の書院に「夢窓筆之掛物」が掛けられたと解される。

先の慶安四年の記録における「買取之談合」という記述には、二つの問題が含まれている。第一は、開山夢窓国師の墨蹟であっても、個人の独断で購入や売却の判断をすることはできなかったことである。第二は、古画や古筆の購入および売却に際して、常に真贋が問題とさ

れていたことである。大きくは以上二点を満たすために談合の場が設けられたと考えて差し支えないであろう。

本山相国寺が開山夢窓国師の墨蹟を購入するか否か真剣に検討している再興期において、鹿苑寺が開山夢窓国師の墨蹟を複数所有していたとは考え難い。先の四件の墨蹟のうち、〈応無所住〉・〈而生其心〉の双幅は、前述の『隔莫記』慶安四年の記録にある墨蹟と内容が一致するため、既に鹿苑寺に〈応無所住〉・〈而生其心〉の双幅が伝わる状況下で、『隔莫記』の記録にあるような事が起こり得るのか疑問である。次に〈迷生寂乱〉の墨蹟には印章も款識もなく、『隔莫記』の記録の如く、何の疑いもなく「夢窓国師大文字掛物」、「夢窓筆之掛物」といった表記になるであろうか。また、進道偈なる墨蹟については字の小さい小品であり、少なくとも寛永十九年の記録にある「夢窓国師大文字掛物」とは一致しない。

以上の理由により、現存する四件の墨蹟の中で、『隔莫記』の記録に合致する可能性が残されるのは、印章を伴う〈無常迅速生死事大〉の墨蹟のみである。ただし、〈無常迅速生死事大〉の墨蹟が「大文字」に当たるか否かは、解釈の分かれるところであろう。

↓、〈東照宮台翰(仮)〉(図30)、〈台徳院殿秀忠公御自筆之御文(仮)〉(図31)

禁制の朱印状や黒印状等、鹿苑寺に対して公に発給された文書を除いて、徳川幕府に関するものとしては、「鹿苑寺藏中諸軸物牒」に〈東照宮台翰(仮)〉、〈台徳院殿秀忠公御自筆之御文(仮)〉の二件が挙げられ、現在も鹿苑寺に伝来している。両資料は内容的には鹿苑寺と無

関係であり、明治の「鹿苑寺明細帳」では〈台徳院殿秀忠公御自筆之御文(仮)〉が漏れ落ちている。

『隔莫記』寛永十七年(一六四〇)四月十六日の状には、「呼表具師之久左衛門、而詔表具一幅也。台徳院殿之御自筆之御文也。」とある。これまで見てきた通り、鳳林承章は単なる個人的な趣味のために、表具を詔えたり、茶掛けを選択したりしている訳ではない。

一つの可能性として、先の〈足利直義軍勢催促状〉及び〈足利義満御内書〉の如く、徳川家康、徳川秀忠の年忌、遠忌等を念頭に置いてのことかもしれない。寛永十七年は秀忠が薨去して八年目にあたる。『隔莫記』では寛永二十一年正月廿四日の条に初めて「台徳院殿諷経如例年。」の記録が見える。翌二十二年には十三回忌が行われている。

なお、具体的な記録としては、正徳五年(一七一五)四月十七日、相国寺で東照宮百年御忌が行われた際に、方丈にて「中間上間掛東照宮消息」と「参暇寮日記」⁽³⁶⁾にある。また、鳳林承章在世時の鹿苑寺の状況は不明ながら、「元禄拾六年差出鹿苑寺詔書」の「年中法會」の項には「東照宮祭儀四月十七日毎月亦修祭箇之儀」とあり、元禄十六年には鹿苑寺においても徳川家康の命日に諷経が行われていた。『隔莫記』の中に〈東照宮台翰(仮)〉及び〈台徳院殿秀忠公御自筆之御文(仮)〉の使用例を見出すことはできないが、〈足利直義軍勢催促状〉や〈足利義満御内書〉、〈龜山天皇宸翰〉と同様に、鳳林承章は法会での使用や幕府関係者を接待する機会がくる可能性を顧慮して、〈台徳院殿秀忠公御自筆之御文(仮)〉の表具を詔えたのではないだろうか。

三、鹿苑寺及び相国寺の遠忌記録と美術作品・什物について の考察

余白の関係上、相国寺における遠忌の詳細について本稿で記述することは叶わない。しかしながら、参考となる点が多いため、関連資料及び関連図版のみ明示し、近い時期に別稿にて説明する機会を得たいと考えている。(図32～35、表1～12)

(一)、皇族及び將軍家に関する遠忌記録と美術作品・什物

a) 後水尾天皇に関連する遠忌記録―狩野探幽・尚信・安信筆(観音猿猴図)―(図36、表12)

相国寺には狩野探幽・尚信・安信の合作による三幅一對の軸が伝わる。中幅が探幽筆になる観音図、右幅が尚信筆の猿猴図、左幅が安信筆の猿猴図である。筆者の管見によれば、本作品の制作背景や受用環境について触れたものは皆無に等しい。しかしながら、相国寺にとつて甚だ重要な意味を持つ作品である。

正保二年六月十三日の日付を有する相国寺文書〔法皇御寄付状〕⁽³⁷⁾には、後水尾天皇から相国寺に対して贈られた懺法の際に使用する諸法器が記されており、「一、三幅一對 一飾／中尊観音 狩野探幽筆／左猿猴 狩野主馬筆／右 同 狩野右京筆」とあり、現在相国寺に伝来する探幽・尚信・安信の合作による〈観音猿猴図〉と一致することが知られる。後水尾天皇が〈観音猿猴図〉を寄進した理由の一つとしては、翌年に控える後陽成天皇の三十三回忌があったのではないかと

想像される。

『隔莫記』正保二年八月十九日の条は、仙洞御所において相国寺懺法が行われた際の様子を記しており、「今度自 仙洞、御寄進之三幅一對掛在之也。」と記す。『隔莫記』には法器の配置等を記した図も含まれ、御寄進直後の〈観音猿猴図〉が仙洞御所で使用された様子が見取れる。『隔莫記』の前々日の条には相国寺方丈において稽古が行われたことも記される。正保二年の記録では懺法とのみ記されるが、前年の寛永二十一年八月二十六日にも仙洞御所で懺法が行われており、ここでは「後陽成院之御正當之月也。」とある。後水尾天皇の父にあたる後陽成天皇の命日は八月二十六日であり、正保二年の場合も後陽成天皇の御忌である。なお、寛永二十一年の懺法に際しても、三日前の八月二十三日に稽古が行われている。

〔仙洞懺法并陸座拈香入室略記〕⁽⁴⁾によると、寛永二十一年八月二十六日の懺法では、「牧谿筆、師讚」の「水墨観音」が用いられている。探幽兄弟による〈観音猿猴図〉の御寄進直前の法要において、牧谿筆とされる観音像が使用されていることは甚だ興味深い。榊原悟氏は展覧会図録の解説において、探幽筆の中幅〈観音図〉に、大徳寺が所蔵する牧谿筆〈観音猿鶴図〉(図37)の中幅〈観音図〉の影響が見られることを指摘している。即ち、探幽兄弟合作の〈観音猿猴図〉に牧谿の影響が色濃くことは表現様式から看取される訳であるが、その背景として、後陽成天皇の法要における本尊に相応しい観音像の、規範となる先行作例が存在していたことを知るのである。

更に興味深いことは、尚信・安信による〈猿猴図〉をめぐる経過で

ある。『隔莫記』寛永十八年九月二十四日の条には、「今日、予赴狩野主馬所、(後略)」とあり、鳳林承章が狩野尚信のもとを訪れている。ここでは、雪舟、馬遠、蘇軾といった蒼々たる画家の絵が集められている様子が記述され、その中に「牧谿之猿猴」とある。本記録から〈観音猿猴図〉が寄進されるまでには約四年の間隔があり、直接的な関わりは指摘し得ないが、尚信が牧谿筆の猿猴図を実見していることに相違はあるまい。

このように、恵まれた環境に身を置く当代屈指の画家によって制作された〈猿猴図〉ではあるが、結果として後陽成天皇の三十三回忌で使用されることは無かつたようである。慶安二年八月十八日に仙洞御所において執り行われた後陽成天皇三十三回忌について、『隔莫記』は「非三幅一對、而観音像一幅也。」と記す。単に観音像一幅が本尊であつた様子を記せばよいところを、敢えて「非三幅一對」と前置きしたところに鳳林承章の心情が表われていると見做される。昨年寄進された時の三幅一對の形式で用いられると考えていたが、予想に反して中尊の〈観音像〉のみが単幅で使用された訳である。(仙洞懺法并陸座拈香入室略記)⁽⁵⁾が慶安二年八月十七日の仙洞御所の様子を記す中に「御寄進観音像」とあり、『隔莫記』が記す「観音像一幅」が寄進された探幽筆の〈観音像〉を指すことは疑いようがない。

また、後陽成天皇の三十三回忌を八日後に控えた慶安二年八月十日には、例の如く相国寺方丈において稽古が行われている。この時の様子を記した(仙洞懺法并陸座拈香入室略記)⁽⁶⁾には、「豊光寺三幅對、中観音牧谿筆、左右寒山拾得可翁筆」とあり、現在相国寺に伝来する

三幅対の〈観音寒山拾得図〉(図38)と一致する。即ち、金澤弘氏は展覧会図録の解説²⁹⁾で、相国寺蔵の〈観音図〉について、「可翁」の印章と一山一寧の讚とを有する〈寒山拾得図〉と併せて一具であること、また、牧谿筆の伝承を持つことを紹介しており、正しく「仙洞懺法并陸座拈香入室略記」に記される内容と合致する。〈観音寒山拾得図〉が元来は豊光寺の什物であり、中幅の〈観音像〉が慶安二年の段階で牧谿筆として伝承されていたことを知る。

慶安二年以降、現存する記録を追う限りでは、仙洞御所での懺法には探幽筆の〈観音像〉のみが単幅で用いられている。寛文六年八月八日に仙洞御所で行われた後陽成天皇五十年忌の記録³⁰⁾でも「道場廣御所、於東方、而掛観音像、(後略)」とあり、探幽筆の〈観音像〉のみが使用されたようである。

一方で、宝永元年八月十九日の後水尾天皇二十五回忌³¹⁾、正徳二年八月十九日の後水尾天皇三十三回忌³²⁾、享保十四年八月十九日の後水尾天皇五十年忌³³⁾は総て相国寺方丈で執り行われているが、総ての御忌において〈観音猿猴図〉が三幅一対で用いられている。即ち、探幽筆の〈観音像〉を単幅で使用するのとは後水尾天皇在世時に限られており、そこには当然、後水尾天皇の意思が働いていたと見做される。

b)、後水尾天皇の信仰と絵画観―美術史的な視点から―

現在、天龍寺と徳川美術館に分蔵される伝牧谿筆の〈達磨図〉(図39)と〈猿猴図〉(図40)の三幅対や、福岡市立美術館が所蔵する〈草駄天猿猴図〉(図41)の三幅対と、探幽・尚信・安信合作の〈観音猿猴図〉とを比較すると、中央に位置する軸に関して、描かれた対象が

有する図像的な性格や、表現様式に相違が見られる。

天龍寺蔵の〈達磨図〉や福岡市立美術館所蔵の〈草駄天図〉は描線の肥瘦や濃淡に大きな変化をつけて、対象の上半身のみで画面が埋まるように構成する。一方、探幽の〈観音像〉は自然景の中に座する観音を描いており、観音は画面を上下方向に三等分した中央の区画に収まる程度の大きさである。観音の顔貌や装身具は均一な細線により丁寧に描出され、衣文線には肥瘦の変化による量感や質感の表現が見られるものの、画面内に漂う清らかかつ厳かな雰囲気損なうことはない。

なお、図像的な問題として、東京国立博物館が所蔵する『御物御畫目録』の写本³⁴⁾では、中尊に観音像を置く場合に、左右に猿猴を配する例は見出されない。そもそも「御物御畫目録」には「猿猴」の語が存在せず、また『君臺観左右帳記』の「牧谿」の項においても「猿猴」の語は見出されない。

表現様式、図像、双方において複雑な問題を内包しており、課題は山積しているが、本作品の受用の変遷からは、後水尾天皇の絵画史的な問題に対する造詣の深さや、信仰の場における絵画作品に対する問題意識が窺われる。

(二)、鹿苑寺の遠忌記録と美術作品・什物

a)、『隔寔記』における足利義満二百五十年忌の記録(表11)

『隔寔記』明暦三年四月十一日及び十二日の条³⁵⁾には、鹿苑寺にて豫修という形で執り行われた足利義満二百五十年忌の様子が記されてお

り、当時の義満の遠忌における絵画作品の使用例や鹿苑寺境内の様子が垣間見られる。

本稿に関わりのある記述を抜き出すと、十二日の条に「莊嚴金閣、而於閣、而半齋行導也。鹿苑院殿之前盛物拾貳ヶ・三具足、本尊前盛物貳ヶ、夢窓國師之前盛物貳ヶ也。」とある。また、法会の進行や焼香の順を記し「於金閣本尊前」、「次夢窓前焼也」、「次鹿苑院前焼香也」とある。これらの記述から、法要は主に金閣が使用され、「元禄拾六年差出 鹿苑寺訳書」に記される金閣一層の尊像、即ち昭和の焼失前まで伝来した「阿弥陀三尊像」、「夢窓國師像」、「足利義満像」が礼拝対象になったと見做される。

一方で、方丈の様子についても記されており、十一日の条には「方丈三幅壹對探幽法眼筆之観音、両脇鶴之繪也。於西之間、而鹿苑院之御自筆掛在之也。」とあり、十日の条にも「於方丈、掛在三幅一對探幽筆観音・鶴、香臺青磁香爐也。於西間、而鹿苑院御自筆掛之也。」とある。これは第二章で取り上げた「鹿苑院之御自筆」に一致すると目される。

「探幽法眼筆之観音、両脇鶴之繪」という記述から連想される作品が二件ある。第一は前節で触れた後水尾天皇御寄進の探幽・尚信・安信による〈観音猿猴図〉、第二は春屋妙葩の遠忌と関わりの深い大智院旧蔵の文正筆〈鳴鶴図〉(図33)である。

狩野探幽が制作に関わり、中尊を観音像とし、両脇に禽獸を配するという点で、〈観音猿猴図〉に類するものかと想像され、後水尾天皇御寄進の際の制作背景が思い起こされる。即ち、規範となる先行作例

の存在である。また、両脇に鶴を配する構成については、春屋妙葩の遠忌からの影響を考慮に入れない訳にはいくまい。表10の通り、実際に鳳林承章は『隔莫記』の中で春屋妙葩の御忌の様子を記し、文正筆〈鳴鶴図〉の存在を度々記録に残している。

この点に関して注目されるのが『隔莫記』における一連の記述である。明暦元年(一六五五)八月十五日の条に「自狩野探幽法眼、大智院之子廉筆鶴・雪礪筆之文殊三幅一對遂一覽之旨、依披頼、而内々光源・養春江令内談、今日予入拜借、遣閑蔵主、三幅一對并古法眼筆之文殊借寄者也。」とあり、狩野探幽が大智院の蔵する文正筆〈鳴鶴図〉の実見を希望した事実が存在する。

続く明暦元年十月二十九日の条には「予可出頭之處、狩野探幽法眼不斗、於晴雲軒、披尋、俄呼哲也・彦首座、而浮盃也。探幽披申者、大智院之雪礪筆之文珠見度也。光源院・養春院江令借用、於晴雲軒、而探幽披見之也。探幽法眼・予令同道、赴冷香軒、而雪礪達磨・舜擧繪・古法眼筆繪、探幽披見之也。歸計刻、探幽・予令同道、赴松鷗軒。而慶雲院殿大樹筆之達磨令見之也。予與探幽、令同道、方々依令見繪、而今晚之行事予無出頭也。」とある。八月十五日の条にも登場した「大智院之雪礪筆之文珠」や「古法眼筆之文殊」に加え、「雪礪達磨」や「慶雲院殿大樹筆之達磨」も目になっている。この記述からは、探幽が同じ主題の絵を複数実見していることが看取され、この時は文殊や達磨の絵の制作を依頼されていたものと想像される。

とすれば、先の大智院が蔵する文正筆〈鳴鶴図〉に関しても、双幅の鶴の絵を制作するための閲覧希望である可能性が高い。また探幽が

鳳林承章の元を訪れ、援助を求めていることも興味深い。既に先学において指摘されていることではあるが、単純に承章が探幽の活動に理解があったというだけでなく、承章自信が探幽に制作を依頼したり、探幽への制作依頼を仲介したりすることが度々あり、探幽を援助することは承章にとっても利のあることであつた訳である。総てとは言わないまでも、これらの中にも承章が依頼した絵に関連する作品が含まれていたかもしれない。ちなみに、「古法眼筆之文殊」は相国寺に伝わる元信筆の〈繩衣文殊図〉(図35)であろう。

文字資料からのみでは探幽が希望した文正筆(鳴鶴図)の実見が叶ったのか否か知り得ない訳であるが、探幽筆の落款と印章が入る(飛鶴図)(図42)が現存し、構図や鶴の描写が文正筆(鳴鶴図)の右幅と一致する。即ち探幽が大智院蔵の文正筆(鳴鶴図)を実見し、これを規範として制作を行ったことが明らかとなる。ただし、現存する(飛鶴図)の落款には「承応三年二月」とあり、落款を信するならば、先に挙げた明暦元年八月十五日よりも前に、既に大智院蔵の文正筆(鳴鶴図)を目にしていたことになる。とすれば、この時の閲覧希望は別の制作の準備だったのであろうか。

明暦三年四月十二日に鹿苑寺で行われた足利義満二百五十年忌や、その際に方丈で使用された「探幽法眼筆之観音、両脇鶴之繪」に関する他の資料は見出されないが、以上のことは足利義満二百五十年忌の約一年半前の鳳林承章や狩野探幽の動向として興味深い。この頃には、探幽は先の後水尾天皇御寄進の〈観音猿猴図〉に対する評価を耳にしていたであろう。足利義満二百五十年忌に使用された探幽筆三幅

対の〈観音飛鶴図〉なるものが新作であつたか否かは不明ながら、『隔真記』の記述から探幽の手になることは疑いようがなく、鹿苑寺の足利義満二百五十年忌という晴れの場に用いられる絵に、絵画的な正統性と荘厳具としての整った美しさが求められたであろうことは想像に難くない。

なお、建築に関して、先の『隔真記』明暦三年四月十二日の条に「予可唱小拈香拙偈一首之故、先清衆直呼方丈居間、而披改布衣。前住・西堂衆者於奥書院、而休息、其中拈香拙偈令見之也。」とあることから、方丈の奥に書院があつたと目され、問題を方丈と書院との位置関係だけに限定すれば、方丈と書院とは文雅慶彦による再建事業以前の段階で、現在と近い配置であつた可能性が高い。

b)、「鹿苑天皇三百年忌略記」(新出資料、「鹿苑寺遠忌諸記録(仮)」(図20)のうち)(参考資料n(甲))

宝永四年の三百年忌の記録は、表題に「略記」の語が含まれる通り、簡潔な内容であり、荘厳具等に関する記述は見られない。基本的な事項として「鹿苑寺當住性峰廓西堂」とあり、鹿苑寺第五世性峰道廓の時期にあたる事が確認できるが、下に続けて「但病氣不出頭」とも記され、鹿苑寺をめぐる込み入った背景を示唆している。

また「一閣飾」の項が設けられ右から一行ずつ「戸帳 本尊 供具 貳合」、「戸帳 天皇 供具十合」、「戸帳 開山 供具貳合」とある一方、方丈飾や書院に関する記述は無く、先の二百五十年忌を踏襲して、法要は主に金閣で行われ、法要の内容や礼拝対象にも殆ど変化がなかったものと見做される。

注目されるのは、鹿苑寺の什物の中に〈座帳 壹對〉(図43・46)が伝わり、座帳を収める木箱の蓋裏書きに「鹿苑院太上天皇 天皇依三百年／御忌道廓西堂寄進之／寶永第四丁亥歲／五月六日」とあることである。記録上、鹿苑寺で法要が行われたのは四月六日であり、この座帳は正当の五月六日に法要を行う相国寺での遠忌に関連するものかもしれない。ただし、結果としては鹿苑寺に伝わっており、先の病欠の問題も併せて複雑な様相を呈する。

また、この座帳は黒漆を下地にして螺鈿細工で松と瑞鳥を表現しており、豪華でありながら品位を保った佇まいは、鳳林承章が夢窓国師の三百年忌を前に寄進した、相国寺に伝来する狩野探幽筆〈花鳥図衝立〉に勝るとも劣らない優品である。

余白の關係上、「鹿苑天皇三百年忌記録」(図47)、「鹿苑天皇四百年忌記録」(図48)、「鹿苑院太上天皇四百五拾年遠御忌啓記」(図49)については図版の紹介に留めるが、遠忌記録と他の諸資料とに記される什物の異同關係について考察することは、近世鹿苑寺における文化財の維持・管理・公開に関わる活動の在り方、信仰の場において重視された事柄や信仰の場における什物の機能・役割を一層浮かび上がらせることに繋がるであろう。

詳細については、別稿において触れる予定ながら、第二章で述べた通り、天明の開帳に関する研究として藤田氏の論考^④があり、筆者とは見解を大きく異にするので、最低限の要点のみ以下に記しておく。

「鹿苑寺開帳願件々」中の「覚」、「不動堂」の項に挙げる「一、化不動尊 智証大師」は、伝弘法大師作の〈石不動〉ではなく、現在も

智証大師円珍の作として伝来し、重要文化財に指定されている木彫の〈不動明王像〉(図50)に一致する。「方丈」の項に挙げる「同御兩吟巻物 道晃親王御筆」についても、〈聖護院宮道晃法親王書状〉ではなく、現存する道晃法親王筆の〈後水尾天皇・鳳林承章狂句聯句〉(図51)を指すものと看做される。

「小方丈」の項にある「御筆蹟」、「夢窓國師直蹟」、「明太宗皇帝勅書」については、断定は避けるが、関連資料の内容から、現在、相国寺に伝来する夢窓疎石墨蹟〈別無工夫〉(図52)、足利義満一行書〈放下便是〉(図53)、〈永樂帝勅書〉(図54)の三点を指すと目される。異同關係が煩雜なので、筆者の見解については本稿末の参考資料2を参照されたい。

また関連する問題として、宝暦七年に慈照寺で行われた本尊及び宝物の公開に関する記録^⑤に、先の文正筆〈鳴鶴図〉の借用を却下された様子が記されており興味深い。

四、結びにかえて

本稿では、既に公開されている資料の精査を中心として、鹿苑寺に伝来する美術作品・什物の伝来、信仰の場における美術作品・什物の機能や役割、近世鹿苑寺における信仰の在り方や変遷について考察してきた。多種多様かつ膨大な数にのぼる資料を対象としたことにより、論点が多岐に亘り、煩雜な内容となったことは反省せざるを得ない。しかしながら、遠忌という信仰の場を対象を限定することによ

り、鹿苑寺・相国寺が有する美術作品・什物の従来知られることの無かった新たな側面が見出され、同時に今後取り組んでいかなければならない問題が具体的に浮かび上がってきたことも確かである。

資料の精査においては、「境内由緒書」や「巡覧記」等、広く資料を求めることにより、鹿苑寺に伝来する絵画、彫刻、建築物、その他の文化財に関して理解が進んだものと思われる。また、現存作品との同定が可能か否かは別として、『隔莫記』に見出される作品の当時の受容背景や鳳林承章の思想や教団活動について考察することで初めて、当時の美術作品・什物に求められた条件や機能が垣間見られる部分もあった。

とりわけ遠忌記録の分析からは、鹿苑寺における信仰の在り方や変遷、また信仰の場における美術作品・什物の機能や役割の変遷について、様々な成果が得られた。後水尾天皇指揮による狩野探幽、尚信、安信合作の〈観音猿猴図〉の受容状況の変遷、近世鹿苑寺における金閣の使用例としての足利義満遠忌の問題など、様々な点において、より明確な問題が浮かび上がりがつつある。

一方で、諷経、宿忌、半齋の区別等、遠忌記録分析の精度をより高める必要がある、空谷明応や西笑承兌の如く、相国寺において特に重要な位置を占める祖師に関する信仰や付随する美術作品・什物について言及できなかったことは本研究の未熟さを端的に示している。大智院、光源院における春屋妙葩の遠忌と文正筆〈鳴鶴図〉との関係については、近い時期に別稿にて詳細を述べたいと考えている。また、『隔莫記』承応四年正月六日の条にある「鹿苑院太上天皇之御位牌今日相

改。回向亦徒今日、如 天子也。」という内容が示唆するように、五山派を中心とする禅宗寺院の中で、西笑承兌亡き後の鹿苑寺及び相国寺がいかなる信仰を志向し、その確立に努めてきたのか、より広い視点から考察しなければならぬまい。

今後、解決していくべき問題は多岐に亘り、課題は山積しているが、禅文化への理解を深める一助となるべく、鹿苑寺の信仰と美術の歴史に関する問題を対象として、引き続き調査・研究を継続していく。

〔附記〕

本稿での画像の使用に際して、御協力を賜りました左記の関係機関に深く御礼を申し上げます。個人のお名前は控えさせていただきますが、直接、御教示、御指導を賜りました皆様に心より御礼を申し上げます。（敬称略。五十音順）

京都国立博物館、相国寺、慈照院、大徳寺、大日本印刷アートコミュニケーションズ、天龍寺、徳川美術館、福岡市美術館、鹿苑寺。

最後になりましたが、鹿苑寺での調査研究及び本稿の執筆に際して、鹿苑寺執事長澤宗泰様を初め、執事和田賢明様、寺務長前田真一様、顧問山岡茂様より様々な御指導と多大なる御協力を賜りました。また、鹿苑寺の職員の皆様、鹿苑寺に関する諸々の仕事に携わる皆様からも多方面に亘り御教示、御協力を賜りました。皆様に心より御礼を申し上げます。

【注】

※『隔莫記』（思文閣出版、二〇〇六年（第二刷））については、前掲書と略記する場合は、略記の下の（ ）内に「巻」を記し、該当頁は通常通り表記する。『相国寺史料』（思文閣出版、一九八四～一九八七年）も同様に表記する。

- (1) 『京都市埋蔵文化研究所発掘調査報告 特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所、二〇〇六年。
- (2) 『隔莫記 第二』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。二〇頁。
- (3) 『鹿苑寺文書』三九号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (4) 『鹿苑寺文書』一九九号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (5) 『鹿苑寺文書』三七七号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (6) 鈴木久男「不動堂石室の文字」（『鹿苑寺と西園寺』所収）思文閣出版、二〇〇四年。
- (7) 『鹿苑寺文書』四八号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (8) 『相国寺史料 第六卷』思文閣出版、一九九〇年。一六八～一七三頁。
- (9) 藤田和敏『相国寺史料』を読む―江戸時代の相国寺と山内法系―相国寺教化活動委員会、二〇一七年。
- (10) 『鹿苑寺文書』五九号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (11) 『鹿苑寺文書』一九一五号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (12) 『鹿苑寺文書』九三八号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (13) 『鹿苑寺文書』一九一九号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (14) 『鹿苑寺文書』七四三号。（京都市歴史資料館 写真版資料）
- (15) 丸山俊明「京都府の明治二十八年古社寺調査訓令と報告例」（『学術講演梗概集 F-1-2、建築歴史・意匠』所収）一般社団法人日本建築学会、二〇〇二年。
- (16) 文部科学省『学制百年史』（第四節 文化財保護「古器旧物保存方の方布告」）参照。（http://www.mext.go.jp/b_menu/nakusho/html/others/detail/1317734.htm）（最終アクセス2017-9-4）
- (17) 1、『隔莫記 第三』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。口絵、七四〇～七四二頁。2、『北山・東山文化の華 相国寺金閣銀閣名宝展』（展覧会図録）根津美術館、一九九五年。一一二頁。3、『鹿苑寺名寶展

- (18) 図録（『展覧会図録』 承天閣美術館、一九八四年。1、前掲書注17の2。一二八頁。2、『禪―心をかたち―』（展覧会図録）日本経済新聞、二〇一六年。二六九頁。
- (19) 『隔莫記 第六』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。二五四頁。
- (20) 前掲書注19（『隔莫記 第六』。二四九頁。
- (21) 『隔莫記 第五』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。一四五頁。
- (22) 前掲書注21（『隔莫記 第五』。四二頁。
- (23) 前掲書注21（『隔莫記 第五』。一〇五頁。
- (24) 『隔莫記 第二』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。二六九頁。
- (25) 前掲書注24（『隔莫記 第二』。三三〇頁。
- (26) 『大江山相国寺・金閣・銀閣寺宝展図録』（展覧会図録）北海道新聞社、一九九八年。一四九頁。
- (27) 前掲書注17の3。図判84。
- (28) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。六一八頁。
- (29) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。六二五頁。
- (30) 『隔莫記 第四』思文閣出版、二〇〇六年（第二刷）。二二三頁。
- (31) 前掲書注30（『隔莫記 第四』。二二五頁。
- (32) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。三七七頁。
- (33) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。四五九頁。
- (34) 前掲書注19（『隔莫記 第六』。一〇九頁。
- (35) 前掲書注17の1（『隔莫記 第三』。九六・九七頁。
- (36) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。三七七頁。
- (37) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。二二六頁。
- (38) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。四四五頁。
- (39) 『相国寺史料 第四卷』思文閣出版、一九八八年。二四五頁。
- (40) 『相国寺史料 第二卷』思文閣出版、一九八六年。一九九頁。
- (41) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。七二七頁。
- (42) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。七二六頁（正保二年八月十七日の条）。
- (43) 前掲書注2（『隔莫記 第一』。六〇八～六一頁。
- (44) 前掲書注40（相国寺史料 第二卷）。一九一頁。
- (45) 『狩野探幽展』（展覧会図録）日本経済新聞社、二〇〇二年。二二四頁。

- (46) 前掲書注2 (隔頁記第一)。三四一・三四二頁。
 (47) 前掲書注30 (隔頁記第二)。五三七～五四二頁。
 (48) 前掲書注40 (相国寺史料第二卷)。二三八頁。
 (49) 同右。
 (50) 前掲書注17の2。一一五頁。
 (51) 前掲書注19 (隔頁記第六)。二七六頁。
 (52) 前掲書注39 (相国寺史料第四卷)。二二頁。
 (53) 前掲書注39 (相国寺史料第四卷)。二〇四頁。
 (54) 前掲書注39 (相国寺史料第四卷)。四一三頁。
 (55) 東京国立博物館「画像検索」参照。画像番号：C0082289。(http://webarchives.tnm.jp/imgsearch/show/C0082289) (最終アクセス2017.8.6)
 (56) 『君臺観左右帳記』(『新校 羣書類従第十五巻』所収)内外書籍株式会社、一九二九年。七六七頁。
 (57) 前掲書注30 (隔頁記第四)。二二三～二二五頁。
 (58) 前掲書注17の1 (隔頁記第三)。六八二頁。
 (59) 前掲書注17の1 (隔頁記第三)。七一二頁。
 (60) 前掲書注30 (隔頁記第四)。二二四頁。
 (61) 前掲書注10。
 (62) 『相国寺史料第五巻』思文閣出版、一九八九年。一五九～一六三頁。
 (63) 前掲書注17の1 (隔頁記第三)。五九五頁。

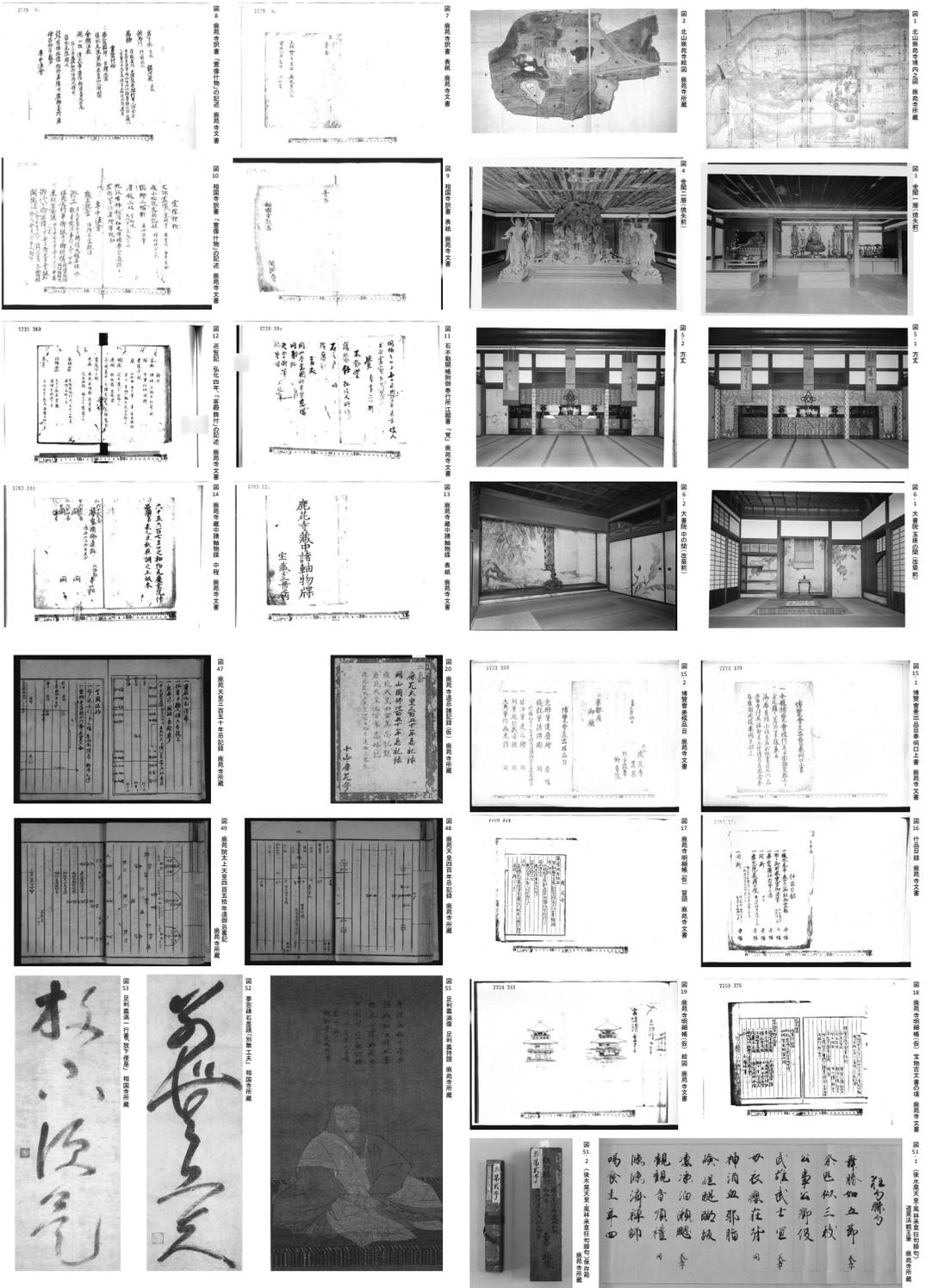
【図の出典】

画像の使用及び出典について、作品名、作者名、所蔵者名は各画像に併せて表記する。またクレジットの表記を必要とする画像については、画像に併せてクレジットを表記する。ここでは、主に出典を記す。
 また、画像の使用許可について、図32については慈照院より画像使用の許可を、図33、35、36、38、52～54については相国寺より「画像使用許可書」を、図37については大徳寺より画像使用の許可を、図39については天龍寺より「画像複写・記事掲載許可書」を、図41については福岡市美術館より画像使用の許可を、図42は京都国立博物館より「画像等利用許可書」

を賜った。また、図40については徳川美術館の御教示により、同館と提携するDNPAアートコミュニケーションズへの画像利用の手続きを行った。上記以外の図については鹿苑寺より「掲載許可書」を賜った。以上の通り、総ての画像について所有者からの使用許可を取得済みである。
 なお、図39、図40、図41、図42の画像は関係機関より提供されたものを使用した。図20、21、25、30、31、43～49、51は、鹿苑寺より「撮影許可書」を賜り、筆者が撮影した画像を使用した。上記以外の画像については、左に記す出典を参照されたい。

- (図20、21、25、30、31、43～49、51) 筆者撮影。
 (図1) 『鹿苑寺と西園寺』思文閣出版、二〇〇四年。口絵5。
 (図2) 同右。口絵4。
 (図3) 京都府立京都学・歴史館「京の記憶アーカイブ」より
 (図4) 同右。
 (図5) 同右。
 (図6) 同右。
 (図7) 京都市立歴史資料館写真版資料より(鹿苑寺文書3)
 (図8) 同右。(鹿苑寺文書3)
 (図9) 同右。(鹿苑寺文書19)
 (図10) 同右。(鹿苑寺文書19)
 (図11) 同右。(鹿苑寺文書37)
 (図12) 同右。(鹿苑寺文書59)
 (図13) 同右。(鹿苑寺文書1915)
 (図14) 同右。(鹿苑寺文書1915)
 (図15) 同右。(鹿苑寺文書938)
 (図16) 同右。(鹿苑寺文書1919)
 (図17) 同右。(鹿苑寺文書743)
 (図18) 同右。(鹿苑寺文書743)
 (図19) 同右。(鹿苑寺文書743)
 (図22) 『北山・東山文化の華 相国寺金閣銀閣名宝展』(展覧会図録) 根津美術館、一九九五年。一八頁。
 (図23) 『太本山相国寺・金閣・銀閣寺宝展図録』(展覧会図録) 北海道新聞

- 社、一九九八年。三六頁。
- (図24) 前掲書図22。一六頁。
- (図26) 『鹿苑寺名寶展図録』(展覧会図録) 承天閣美術館、一九八四年。図版3。
- (図27) 『大本山相国寺と金閣・銀閣の名宝展』(展覧会図録) 読売新聞大阪本社、二〇〇四年。三九頁。
- (図28) 『大本山相国寺・金閣・銀閣秘宝展図録』(展覧会図録) 新潟放送、二〇〇二年。二八頁。
- (図29) 前掲書図22。一〇頁。
- (図32) 『京都五山 禅の文化』(展覧会図録) 日本経済新聞社、二〇〇七年。一〇五頁。
- (図33) 前掲書図22。四四・四五頁。
- (図34) 前掲書図32。一一二頁。
- (図35) 前掲書図28。五八頁。
- (図36) 前掲書図27。六六・六七頁。
- (図37) 『天徳寺の名宝』大本山大徳寺、二〇一七年。二四～二六頁。
- (図38) 38-1、前掲書図22。三四頁。38-2・38-3、前掲書図28。四四・四五頁。
- (図39) 天龍寺より「画像複写・記事掲載許可書」を賜り、京都国立博物館への画像利用申請を経て、同館より提供された画像を使用。
- (図40) 徳川美術館の指示を受け、DNPアートコミュニケーションズへの画像利用申請により、同社より提供された画像を使用。
- (図41) 画像利用申請により、福岡市美術館より提供された画像を使用。本件に関して、学芸員の後藤恒様より御教示を賜った。
- (図42) 画像利用申請により、京都国立博物館より提供された画像を使用。
- (図50) 前掲書図1。口絵23。
- (図52) 前掲書図28。二八頁。
- (図53) 前掲書図28。三一頁。
- (図54) 前掲書図28。三三頁。
- (図55) 前掲書図22。一七頁。



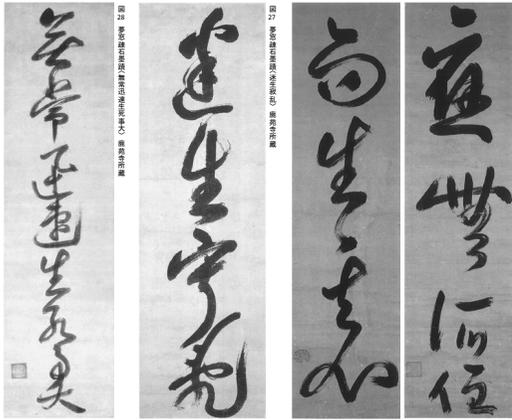


図25 吉田卓爾の書道(道生定刺)

図27 吉田卓爾の書道(向生之志)

図26 吉田卓爾の書道(向生之志)



図28 吉田卓爾の書道(向生之志)

図29 吉田卓爾の書道(向生之志)



図30 吉田卓爾の書道(向生之志)

図31 吉田卓爾の書道(向生之志)



図32 吉田卓爾の書道(向生之志)



図33 吉田卓爾の書道(向生之志)

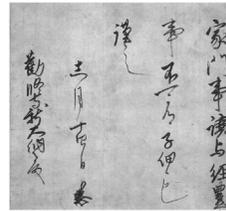


図34 吉田卓爾の書道(向生之志)



図38 吉田卓爾の書道(向生之志)



図36 吉田卓爾の書道(向生之志)

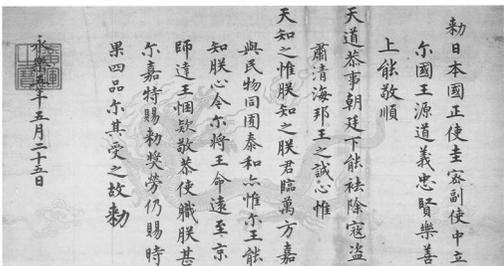


図39 吉田卓爾の書道(向生之志)



図37 吉田卓爾の書道(向生之志)



図40 猿蓑図 牧野筆(出) 香川美術研究所蔵
©香川美術研究所/アートカブ/ONP/Printemps



図39 達磨図 牧野筆 天龍寺所蔵



図35 鶴鶴図(上)筆 相国寺所蔵



図34 尊徳聖徳太子像 鹿苑寺所蔵



図41 金敷天孫(徳) 牧野筆 福山市美術館蔵(松永ていへい蔵)



図32 高経聖日像(聖日) 相国寺所蔵

図33 緋衣持図 狩野元信筆 相国寺所蔵

図42 我鶴圖 狩野探幽筆 京都国立博物館所蔵



図50 不動明王像 鹿苑寺



図45 屏帳(裏面) 鹿苑寺



図43 聖徳太子(鹿苑)の巻(巻) 鹿苑寺



図46 屏帳(表面) 鹿苑寺



図44 聖徳太子(鹿苑)の巻(巻) 鹿苑寺

表10. [香願妙像の遷移記録]

Table with 11 columns: 史料名(出典), 巻・頁, 法名, 実施年, 西暦, 月日, 寺院名, 法名の内容等, 法名に関わる堂舎, 礼拝対象・菩薩真に関する記述のある堂舎, 礼拝対象等に関する記述内容, 菩薩真に関する記述内容, その他、関連する記述内容, 記録に見えらる他の堂舎

表11. [史料裏二五十年員の記録]

Table with 11 columns: 史料名(出典), 巻・頁, 法名, 実施年, 西暦, 月日, 寺院名, 法名の内容等, 法名に関わる堂舎, 礼拝対象・菩薩真に関する記述のある堂舎, 礼拝対象等に関する記述内容, 菩薩真に関する記述内容, その他、関連する記述内容, 記録に見えらる他の堂舎

表12. [後水尾天皇に関する遷移記録]

Table with 11 columns: 史料名(出典), 巻・頁, 法名, 実施年, 西暦, 月日, 寺院名, 法名の内容等, 法名に関わる堂舎, 礼拝対象・菩薩真に関する記述のある堂舎, 礼拝対象等に関する記述内容, 菩薩真に関する記述内容, その他、関連する記述内容, 記録に見えらる他の堂舎

参考資料 1

〔博覧會出品目 (鹿苑寺文書 938)〕

- 博覧會出品目
- 1、光琳畫譜繪
 - 1、錢穀畫譜繪
 - 此幅初日ヨリ十日相立後額上下儀奏願候
 - 1、若草草履之繪
 - 1、同底唐屏繪
 - 1、木下通虎詩
 - 1、柏葉之古瓦
 - 右通懸歴疾
- 壬申三四月 北山鹿苑寺

参考資料 1

〔什品目録 (鹿苑寺文書 1919)〕

- 什品目録
- 1、後水尾天皇之御綉襦袢
 - 1、百々御本尊唐御茶室
 - 1、孝養師自草之條
 - 1、同断 無費
 - 1、鹿苑義滿公像 替四代將軍義隆公御繪
 - 1、同断
 - 1、孝養師墨蹟
 - 1、普明師墨蹟
 - 1、山國墨蹟
 - 1、尊公墨蹟
 - 1、義滿公墨蹟
 - 1、鹿苑寺公自筆額文
 - 1、漢圖 光琳筆
 - 1、三行圖 米崎司筆
 - 1、松竹圖 龍川墨蹟
 - 1、山圖 雪村友梅墨蹟
 - 1、虎圖 狩野永真筆
 - 1、鷹圖 錢穀筆
 - 1、遊龍草詩 寂人繪墨蹟
 - 1、山圖 龍川墨蹟
 - 1、鳴言佛ノ圖 惟明和尚筆
 - 1、鷹之圖 中野良忠墨蹟
 - 1、自寫竹之圖 東菴高士筆
 - 1、寺中圖
 - 1、唐篋盤
 - 1、柏葉土瓦
 - 1、成尊畫硯
 - 1、茶室壺 寂久筆家
 - 1、高麗碗 銘龍
 - 1、花鳥圖花生 古柳石見筆
 - 1、鶴鷄菜金雁風
- 以上三程書品
右通相繼懸歴歴疾
鹿野郡第七區北山

参考資料 1

〔鹿苑寺書畫 (鹿苑寺文書 743)〕

【写物古文書ノ項より鑑画ノ書畫の部のみ】

- 寫物古文書
- 1、後深草帝宸翰
 - 1、龜山帝宸翰
 - 1、後小松帝宸翰
 - 1、正親町帝宸翰
 - 1、後水尾帝宸翰
 - 1、同 狂辯句遣光親主筆
 - 1、同 鳳林筆
 - 1、義滿公圖像
 - 1、義滿公三體和歌
 - 1、普明國師真蹟
 - 1、一山國師真蹟
 - 1、寂室和尚墨痕
 - 1、盛雲和尚墨真
 - 1、龍高師合作真蹟
 - 1、沢庵和尚墨痕
 - 1、一休和尚墨蹟真
 - 1、東福文英長老印朱
 - 1、明画十六繼漢
 - 1、涅槃像寺傳願墨筆
 - 1、高峯泉別図
 - 1、周文傳大士画
 - 1、毛利發阿守遺墨画
 - 1、菅公像横川實
 - 1、狩野永真筆中興
 - 1、錢穀師土墨画
 - 1、若冲鹿兒島墨図
 - 1、普化禪師墨画
 - 1、蕭白山墨画
 - 1、光琳遺墨図
 - 1、伏子墨画
 - 1、望玉泉齋府神図
 - 1、能阿彌社鷲墨画
 - 1、鳳林和尚画
 - 1、園大納言書
 - 1、定家卿色紙
 - 1、義滿襪紙
 - 1、東照公真蹟
 - 1、極會周防州手翰
 - 1、極會周防州手翰
 - 1、左野修理大夫手翰
 - 1、金森宗和消息
 - 1、義政月旨言
 - 1、宝鏡寺富綱代
 - 1、元明人合作卷
 - 1、蕪堂敬齋墨痕
 - 1、金剛九條衣
 - 1、本院院宮真蹟
 - 1、淨明院宮襪紙
 - 1、林丘寺宮画實
 - 1、輪王寺宮画
 - 1、夢窓國師画像
 - 1、夢窓國土真蹟
 - 1、仏鑑禪師像
 - 1、常光國師真蹟
 - 1、中峯和尚墨痕
 - 1、絶海國師墨痕
 - 1、殿野禪師墨痕
 - 1、蓮五禪師墨痕
 - 1、一休和尚墨痕
 - 1、西爰和尚真蹟
 - 1、雪村友梅禪師山水画
 - 1、愚庵和尚觀音画實
 - 1、山水墨画
 - 1、然可翁寒山画
 - 1、米畝司文殊画
 - 1、鳴月壽老画
 - 1、狩野兼休遺墨画
 - 1、木下利長山水画
 - 1、東坡風竹画
 - 1、惟明庵画
 - 1、常信中布袋山水画
 - 1、心覺禪師關羽像
 - 1、虎養獅子画
 - 1、若冲虎面大典禪師虎虎及幅
 - 1、狩野永真虎画
 - 1、長谷三位書
 - 1、尊氏真蹟
 - 1、義滿真蹟
 - 1、羽越中手翰
 - 1、仙臺正宗消息
 - 1、前田徳善院手翰
 - 1、足利義教下知状
 - 1、春日局手翰
 - 1、樂宮御紋附桃灯寄進状
 - 1、本田佐慶守手翰
 - 1、傳鳳墨蹟
 - 1、明人健闇墨痕
- (略)

参考文献の一覧

頁	著者	書名	刊行年	頁	著者	書名	刊行年
106	必出	華中司式	天保	107	必出	華中司式	天保
109	山田國	通鑑抄	天明	110	山田國	通鑑抄	天明
111	日次編	寛政	天明	112	日次編	寛政	天明
113	証	証	天明	114	証	証	天明
115	必出	必出	天明	116	必出	必出	天明
117	証	証	天明	118	証	証	天明
119	証	証	天明	120	証	証	天明
121	証	証	天明	122	証	証	天明
123	証	証	天明	124	証	証	天明
125	証	証	天明	126	証	証	天明
127	証	証	天明	128	証	証	天明
129	証	証	天明	130	証	証	天明
131	証	証	天明	132	証	証	天明
133	証	証	天明	134	証	証	天明
135	証	証	天明	136	証	証	天明
137	証	証	天明	138	証	証	天明
139	証	証	天明	140	証	証	天明
141	証	証	天明	142	証	証	天明
143	証	証	天明	144	証	証	天明
145	証	証	天明	146	証	証	天明
147	証	証	天明				

参考文献

〔京不動佛附御養所江願書〕(寛保十七年(一七三二))

- ① 山夢齋 御養所江願書
- ② 同書 續
- ③ 同書 續
- ④ 同書 續
- ⑤ 同書 續
- ⑥ 同書 續
- ⑦ 同書 續
- ⑧ 同書 續
- ⑨ 同書 續
- ⑩ 同書 續

〔鹿苑寺附願件之〕(天明四年(一八二一))

- ① 鹿苑寺 附願件之
- ② 鹿苑寺 附願件之
- ③ 鹿苑寺 附願件之
- ④ 鹿苑寺 附願件之
- ⑤ 鹿苑寺 附願件之
- ⑥ 鹿苑寺 附願件之
- ⑦ 鹿苑寺 附願件之
- ⑧ 鹿苑寺 附願件之
- ⑨ 鹿苑寺 附願件之
- ⑩ 鹿苑寺 附願件之

※〔京不動佛附御養所江願書〕において、①と②の条の相違から「鹿苑寺消息」を明確に区別する意識が窺われる。一方、〔鹿苑寺附願件之〕では作品の名称に用いた単語の選択に注意が払われている。また、両資料とも並び順が①と②で異なる点も、ある可能性が、本文に記す通り、「鹿苑寺附願件之」の十月十八日以後から、鹿苑寺附願件之(御養所)と「鹿苑寺附願件之」が一致する可能性がある。

Faith and Art in Rokuon-ji Temple in the Early Modern Period:

A Careful Examination of Various Materials and Records of Anniversaries

Takuji YOSHIDA

Abstract

Rokuon-ji Temple or the Deer Garden Temple is located in Kitayama, Kyoto and is a renowned Zen temple founded by Yoshimitsu Ashikaga who asked Muso Soseki to be the first chief abbot. There is much that remains unclear in the tradition and character of the treasures existing in Rokuon-ji, including *chinzo* (portraits of Zen monks) and works of calligraphy. While there has been heightened interest in recent years in the fantastic art that is related to Zen culture, there are few opportunities to examine faith in Zen Buddhist temples. In particular, studies on the relation between faith and works of art in Rokuon-ji in the early modern period are practically nonexistent. In this paper, we first examine a variety of existing materials and gather a wide range of information about the process of transmission and the ways of using the treasures existing in Rokuon-ji temple. Second, based on the results of this activity, we focus in particular on examples of the ways of using the treasures in the anniversary records, comparing them to the status of Shokoku-ji Temple, the head temple of the Rinzai sect, studying the functions and roles the various treasures possess. Based on the above results, we conclude by summarising the state of faith and its transition in Rokuon-ji Temple in the early modern period.

Keywords: Rokuon-ji temple, Shokoku-ji temple, Zen art, Horin Josho, Kakumeiki (the diary of Horin Josho)